

2018年9月10日 対外務省交渉 外務省は不誠実な態度に終始

2018年9月10日17時30分～17時55分、外務省への申し入れを行った。
外務省は、アジア大洋州局中国・モンゴル第一課首席事務官山崎修氏と同主査林香織氏。
交渉団は温州の遺族周江法氏ほか4名の遺族と日本側も含めて総勢10名。

最初に遺族を代表して、陳相敏氏が4項目の要求を含む催促書を読み上げ、遺族訪日団5名の署名をした催促書を手渡した。

これに対する外務省の態度は終始不誠実なものと言わざるを得ない。

主要に対応したのは山崎修首席事務官であるが、彼の回答は次のようなものであった。

(1) 内務省、日本の軍人が関わっているということであれば、現在防衛省が応えるべき事柄である。警察庁や防衛省に行かれたらどうか。

(2) 当時、「不慮の事故に遭われた人々」がいたということは、そうなので被害に遭われた方々のことを重く受けとめていきたい。

(3) 外務省としては「全体像が分からない」ところがある。

これに対して、時間の許す範囲で要旨、交渉団は次の反論をした。

(1) 「不慮の事故」とは何事か。「思いがけない事故」ではない。意図的、計画的な中国人労働者への襲撃であり、まさに虐殺そのものである。外務省・山崎自身の根本的な認識不足を問う。）

(2) 「全体像が分からない」というのはまったくの認識不足。

事実関係に関しては、1924年3月4日の芳澤公使が松井外務大臣に宛てた機密第126号のなかで次のように申し出ている。(次頁資料参照)

「元来該誤殺事件そのものの存在は彼我〔日中〕共に之を認め居る次第なるを以て、今更之を争うに適せず、我は寧ろ機会を捕らえて本件解決を計画すること最も必要の義」

つまり、事実関係（王希天事件を含む）はもはや争う余地のないものであり、それを根拠にして、清浦内閣において賠償が決定されているのであり、それは具体的な被害事実、被害者数を前提にしているから、具体的な賠償金額が政府決定されており、そのなかには陸軍大臣も外務大臣も署名しているのものであるということは歴史的事実として否定できないではないか。

(3) 1936年段階でも、「未解決対支要償案件」として「関東大震災における支那人誤殺事件」がとりあげられている。日本政府には継続的な未解決課題としての認識があった。

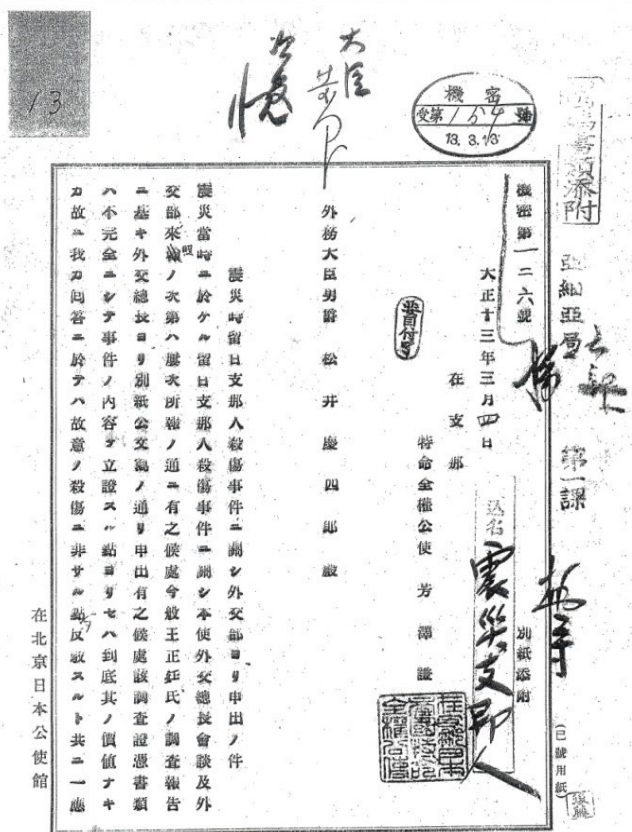
外務省資料である1936年（昭和11年）作成の第68帝国議会説明資料「昭和11年

度執務報告」の「第五節」のなかに次のように明確に記録してある。

「帝国政府に於ては支那側が前期我方に対する要償懸案〔湖南事件及兩度の宜昌事件〕を不間に附しながら 右兩事件〔1923年6月の長沙六一事件と関東大震災虐殺事件〕の解決のみに急なるはその態度固より不信たるを免れざるも当時支那全般に於ける対日風潮に鑑み 両事件は将来日支間に不愉快なる論議の禍因を胎し自然排日運動家の利用する所と為る虞大なりしを以て速に之が解決を図るを得策と認めたり 而して誤殺事件に就いては被害者に対する相当の慰藉金を支那政府に贈り

その分配を同政府に任するが程度において円満解決を図り 又六一事件に関するや其の責任が根本的に支那側にあるの事実に顧み 右誤殺事件解決の機会を利用し 支那側をして本件に関する一切の要求を諦めしむるの方針を執る□□に決し 大正13年4月30日在支公使に訓令して、右の方針に依り措置せしむる□□せり」(□は判読不可)。つまり1936年段階では「円満解決を図り」とまで主張しているのである。

(4) 安倍内閣の関東大震災に関するこの間の政府答弁書自体はすでに誤りであることが明らかになっている。防衛省自体が

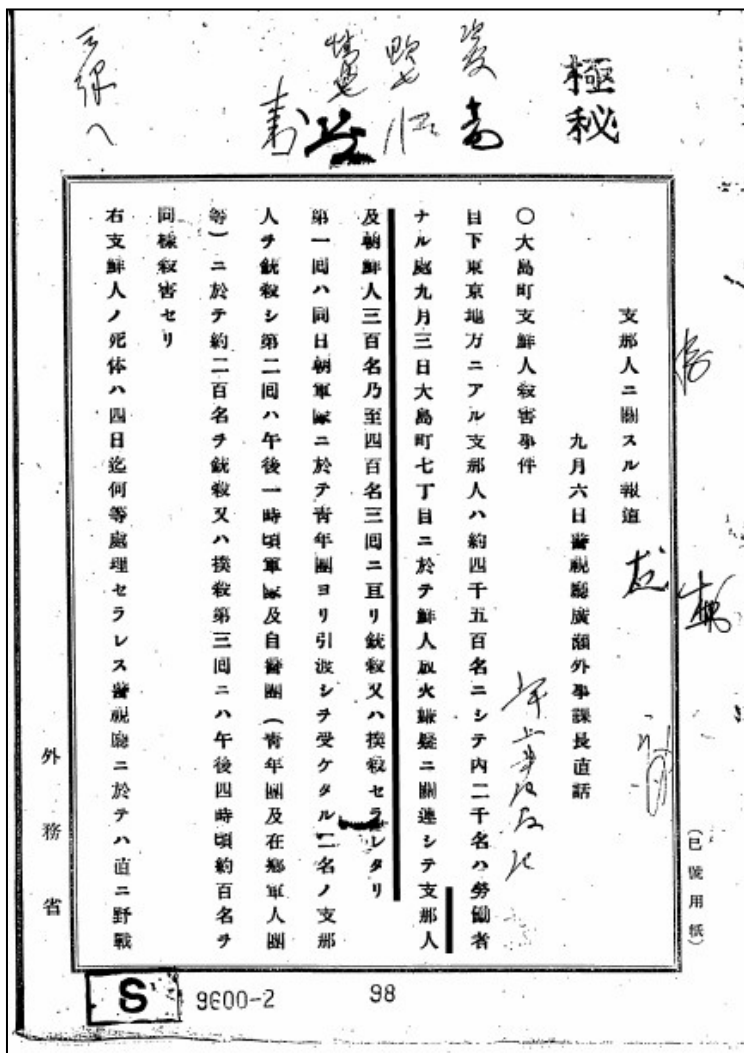


之ヲ指摘スルニ必要ナラズモ尤來該誤殺事件其モノノ存在ハ彼我共ニ之ヲ認め居ル次第ナルヲ以テ今更之ヲ争フニ適セス我ハ寧ロ機會ヲ捕ヘテ本件解決ヲ計畫スルコト最モ必要ノ義ト被存候處今同先方ヨリ切出シ來リ其ノ要求スルコトコロハ犯人ノ嚴罰被害者遺族ノ救恤及將來ノ安全ニ對スル保證ノ三事項ニシテ殊更適當ノ事項アルヲ見セス且ツ最モ惡性ノ難件ト認めテラレタハ王希天事件モ大島町事件等ト一括併合シテ右ノ要求内ニ包含(王ノ名ハ生死不明者表中ニ掲載シ居レリ)セシメ居ルガ如キハ我ニ取リテ頗ル好都合ト思考セラレ候ニ付テハ我ハ此ノ機ヲ逸セス先ツ以テ主議上先方ノ主張ヲ容認シ被害者ノ救及金額ノ檢討ハ兩國調査委員ノ裁定ニ任スルガ如キ仕組トセハ如何ヤト存候而シテ此ノ場合ニ於テモ犯人ノ處罰ハ我ノ最モ苦痛トスル所ナルヘキモ總合當時ノ事情ヲ理由トシテ的確ニ下手人ヲ探知スル方法ナキヲ主張スルトスルモ警戒ノ任ニ當リシ官吏及軍卒ノ處罰ヲモ肯セサルガ如キハ到底事情ノ許ササル處ナルヘキヲ以テ多少ノ犧牲者ヲ出ス覺悟ナカハカラスト思考致候間此等ノ點篇

在北京日本公使館

資料の存在を認め我々に資料の案内をし〔(1)「支那人惨殺事件」(2)「震災時支那人殺傷事件在本邦支那代理公使宛回答の件」〕、矛盾を露呈している。また防衛省自身は持っていないと主張するが、かつての陸軍史料のなかの「関東戒厳司令部詳報 第三卷第四章第三節付録の付表「震災後警備ノ為兵器ヲ使用セル事件調査表」原本は、われわれは東京都公文書館で確認した。安倍政権の情報隠しが問題となるなかで「情報の共有」といいながら、「持っていない」「見たこともない」ととぼけるのは許されない。外務省が政府答弁書を前提にするのであれば、政府答弁書自体に誤りがあることを、外務省としても踏まえて対応すべきである。

外務省は、実にまともな回答をすることができず、渡した資料も読んでいないし、不勉強で不誠実であることを露呈したにすぎない。



真実は覆い隠すことができない

外務省は、安倍内閣が、2018年(平成30年)4月17日に、「関東大震災時における朝鮮人等虐殺事件に関する質問に対する答弁書」を出して以降、この「答弁書」を盾に、「記録が見当たらない」「事実確認をできない」という態度である。

しかし、これは全くの詭弁である。そもそも、この「答弁書」作成過程で、外務大臣・外務省はどのような意見を提出したのだろうか。外務省は、日中交渉の一方の当事者なのであるから、「事実確認をできない」とはいえないということをしるべきではないか。

日本政府は、1924年、清浦

内閣において、中国人虐殺の問題に関して、賠償を決定し、1925年6月まで中国政府との交渉を行ってきた。事実が確認できずに、賠償を決定し、中国政府との交渉ができるわけがない。外務省は中国政府との交渉があったことは否定できない。だから、到底事実を否定できないのである。

なにより、中国人大島町集団虐殺事件については、唯一の生存者黄子蓮の証言を何人たりとも否定することはできないが、もういちど、ここで客観的政府資料による事実確認を試みる。

外務省資料の「支那人ニ関スル報道 9月6日警視庁広瀬外事課長直話」では、「軍隊及自警団」の関与のもと「9月3日…支那人及朝鮮人三百名乃至四百名三回ニ亙リ銃殺又ハ撲殺セラレタリ」と記している（前頁写真：傍線は加えた）し、また9月21日には、亜細亜局長「支那人王希天行衛不明ノ件」で、「本所大島町付近ニ於テ約三百名ノ支那労働者殺害セラレタル事実ハ、九月十六日、警視総監ノ出淵局長ニ言明（正力官房主事熱心ニ之ヲ裏書セリ）セル所」と記している。

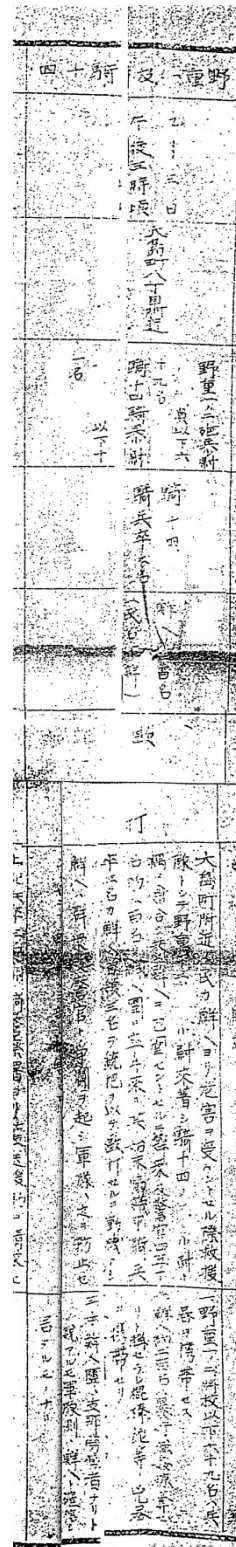
関東戒厳軍司令部詳報第三巻のなかに「震災後警備ノ為兵器ヲ使用セル事件調査票」において

も、野戦重砲兵第一連隊岩波清貞少尉以下69名と騎兵第14連隊の三浦孝三少尉以下11名が群集及び警官4、50名が連行した朝鮮人200名を「全部殺害セラレタリ」と記しており（右写真、一部消去）、備考として「本鮮人団ハ支那労働者ナリトノ説アルモ軍隊側ハ鮮人ト確信シ居タルモノナリ」（右表最下段左部）としているが、中国人虐殺が国際問題となることを恐れて隠蔽しようとしたものであることは明らかである。

大臣 大島 昌	
極秘	
王希天同も大島外務省長官に報告	
次長 堀内 正	
（追記）焼死	
十月廿九日岡田警備局長、少洲亜細亜局長ヲ来訪シテ報告用カ大島外務省長官ニ報告セラル	
件ハ明白ニテ隠蔽スル得ズルコト明カ	
此ハ事件ハ大島外務省長官ニ報告シテ周知ス	
ハ始末ハ事件ニ関シテ内務省外務省	

乙 常用紙

S 9600-2 117



中国人虐殺が国際問題となることを恐れた日本政府の隠蔽工作に関して、「王希天問題及大島町事件善後策決定ノ顛末」と題する11月8日出淵亜細亜局長の口述が残されている(90頁左写真)。それは、1923年11月7日、五大臣会議(総理山本権兵衛、内務後藤新平、外務伊集院彦吉、司法平沼騏一郎、陸軍田中義一)によって「徹底的に隠蔽」が決定され、政府方針とされたことを明らかにしている。外務省の用紙に、「**極秘**」の印を捺した上に、ご丁寧に(追テ焼捨テル事)と書き込まれている。よほど後ろめたいことと自覚しているのではないか。

私たちは、外務省の不誠実で不勉強な態度を決して許さない。私たちはこれまでたくさんの方の資料を提供してきた。それらの資料を読めば、外務省の責任は明白である。なんの言い逃れもできないはずである。歴史的な数々の資料に基づき、誠実な対応をとるよう今後とも求めていきたい。(木野村間一郎)

9月10日

外務省への申し入れの前に国会前で宣伝行動。



「日本政府は1924年の政府決定にもとづいて賠償せよ」と訴え。

福島みずほ社民党副党首と懇談

